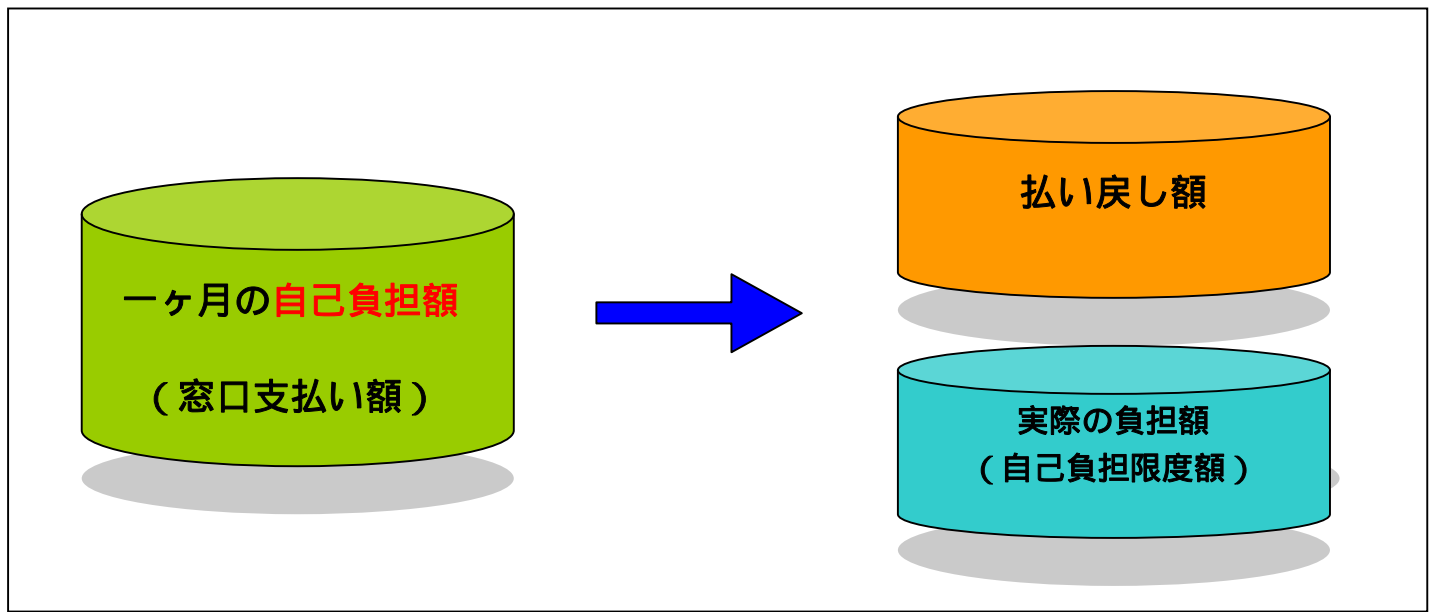


高額療養費制度

について

(平成 23 年 6 月 14 日現在)



- ✚ 医療機関に支払う自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分の払い戻しを受けられる制度です。
- ✚ 払い戻しを受けるには、加入している健康保険に申請する必要があります。
- ✚ 高額療養費制度は、同じ月に、ひとつの医療機関で支払った自己負担額が対象になります。
- ✚ また、払い戻しを受けられるまでには、通常、申請から3ヶ月程度かかります。
- ✚ なお、診療報酬明細書の審査によって、払い戻し額が違うことがあります。

年齢や所得によって、自己負担限度額が異なります。

年齢	所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		多数該当 2)
			入院、外来(世帯ごと)		
70歳未満	上位所得者1(標準報酬月額53万円以上)	3割	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%		83,400円
	一般(どちらにも該当しない場合)	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
	低所得者(住民税非課税世帯)	3割	35,400円		24,600円

年齢	所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		多数該当 2)
			外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)	
70歳~74歳	現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上、かつ夫婦世帯年収520万以上、単身世帯年収383万円以上)	3割	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	一般(どちらにも該当しない場合)	1割	12,000円	44,400円	
	低所得者(年金収入80万円以下等)	1割	8,000円	15,000円	
	低所得者(住民税非課税世帯)	1割	8,000円	24,600円	

年齢	所得区分	自己負担割合	自己負担限度額		多数該当 2)
			外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)	
75歳以上	現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上、かつ夫婦世帯年収520万以上、単身世帯年収383万円以上)	3割	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	一般(どちらにも該当しない場合)	1割	12,000円	44,400円	
	低所得者(年金収入80万円以下等)	1割	8,000円	15,000円	
	低所得者(住民税非課税世帯)	1割	8,000円	24,600円	

自己負担限度額は年齢や所得によって異なります。自己負担限度額は、上記の表のようになっており、一定額が決められている場合（ ）と、計算式で算出する場合（ ）の2通りがあります。

- 1) 国民健康保険の場合は、基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯
- 2) 同一世帯で複数の医療機関を受診したり、同一人が複数の医療機関を受診して、過去1年間(直近の12か月)に4回以上高額療養費に該当した場合は、4回目からの自己負担限度額が軽減されます。

加入している健康保険によって、申請先が違います。

保険の種類	被保険者	保険者	申請時に必要なもの
健康保険組合 (組合管掌健康保険)	主に大手企業や そのグループ企 業の従業員	健康保険組合	申請時の必要書類は、加入している健康 保険(保険者)にお問い合わせ下さい。
協会けんぽ (全国健康保険協会)	健保組合に加入 していない従業 員 5 人以上の事 業所の従業員	全国健康保険協 会	高額療養費支給申請書など 被保険者証 医療機関への支払い済み領収書(請求 書・証明書) 振込先口座番号 印鑑
国民保険	健康保険・船員 保険・共済組合 に加入している 勤労者以外の一 般の方	市区町村、 各種国民健康保 険組合	支払った医療費に対して高額療養費 制度の申請ができる期間は、診療を受け た翌月 1 日から 2 年間です。ただし、窓 口から 2 年以内が申請の有効期限です。 「健康保険限度額用認定証」(入院の 場合)は入院前に保険者に確認・申請し、 認定書の交付を受けてください。 P11 参照
船員保険	船舶の船員	全国健康保険協 会	「高額療養費委任支払制度」も医療費 の支払いの前に、保険者に確認・申請し てください。 P11 参照
共済保険	国家・地方公務 員、私立学校教 職員など	共済組合	「高額療養費貸付制度」も医療費の支 払いの前に、保険者に確認・申請して ください。 10 参照
長寿医療制度 (後期高齢者医療制 度)	75 歳以上の方、 65 歳以上で後 期高齢者医療 広域連合から 認定された方	都道府県 後期高齢者 医療広域連合	

高額療養費制度を利用して払い戻しを受けるには、加入している健康保険(保険者)に申請する必要が有ります。一部の健康保険では、申請通知が届くことがあります。詳しくは、加入している健康保険(保険者)にご確認・お問い合わせください。

70 歳未満の方の入院の場合、事前に加入している健康保険(保険者)に申請して「健康保険限度額適用認定書」を受け取っておけば、入院時に医療機関に提示することによって支払額が自己負担限度額までとなります。申請については、加入している健康保険(保険者)の窓口に、事前にお問い合わせください。

窓口の支払いを自己負担限度額にすることができます。

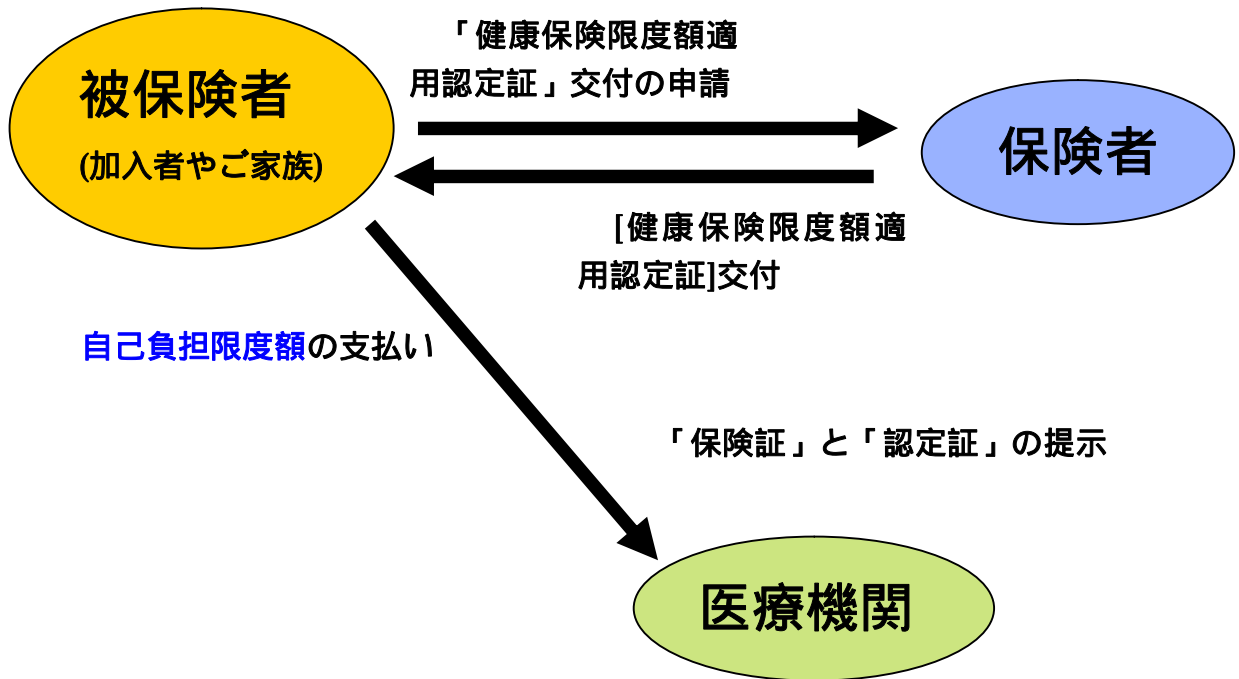
高額療養費の現物給付化「健康保険限度額適用認定証」(入院の場合)

70歳未満の方が入院して、高額療養費制度を利用する場合は、加入している健康保険の窓口事前に「限度額適用認定証」の交付を申請しましょう。

入院時に認定証と被保険者証を提出すれば、支払いを自己負担限度額にすることができます。

「限度額適用認定証」の有効期限は、発行日の属する月より原則1年です。

詳しくは、加入している健康保険(保険者)にご確認・お問い合わせ下さい。



健康保険と介護保険を合算できます。

同じ世帯に、介護保険の受給者がいて、1年間(8月1日～翌年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の合算額が一定の限度額を超えた場合、限度額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻される制度があります(高額医療・高額介護合算療養費制度)。

高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額(年額)

	75歳以上の方の世帯	70歳～74歳の方の世帯	70歳未満の方の世帯
加入している保険	長寿医療制度 + 介護保険	健康保険または 国民健康保険など + 介護保険	健康保険または 国民健康保険など + 介護保険
現役並み所得者 (70歳以上)	67万円	67万円	
上位所得者 (70歳未満)			126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者	19万円	19万円	34万円
低所得者	31万円	31万円	

現役並みの所得者(70歳以上)

健康保険の場合：標準報酬月額(一定期間の報酬の平均額から定められるもの)が28万円以上など
国民健康保険・長寿医療制度の場合：課税所得145万円以上など

上位所得者(70歳未満)

健康保険の場合：標準報酬月額53万以上

国民健康保険の場合：世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯

低所得者(70歳以上)

世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない等の方(年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下)

低所得者(70歳以上)・低所得者(70歳未満)

住民税非課税の世帯

一般

上記のいずれにも該当しない

詳しくは、加入している健康保険の窓口またはお住まいの市町村の介護保険の窓口にお問い合わせください。